

■ 第6編 原子力災害対策 ■

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

《内容》「第2編 災害予防対策」の原子力災害版

第3章 緊急事態応急対策

《内容》「第3編 災害応急対策」の原子力災害版

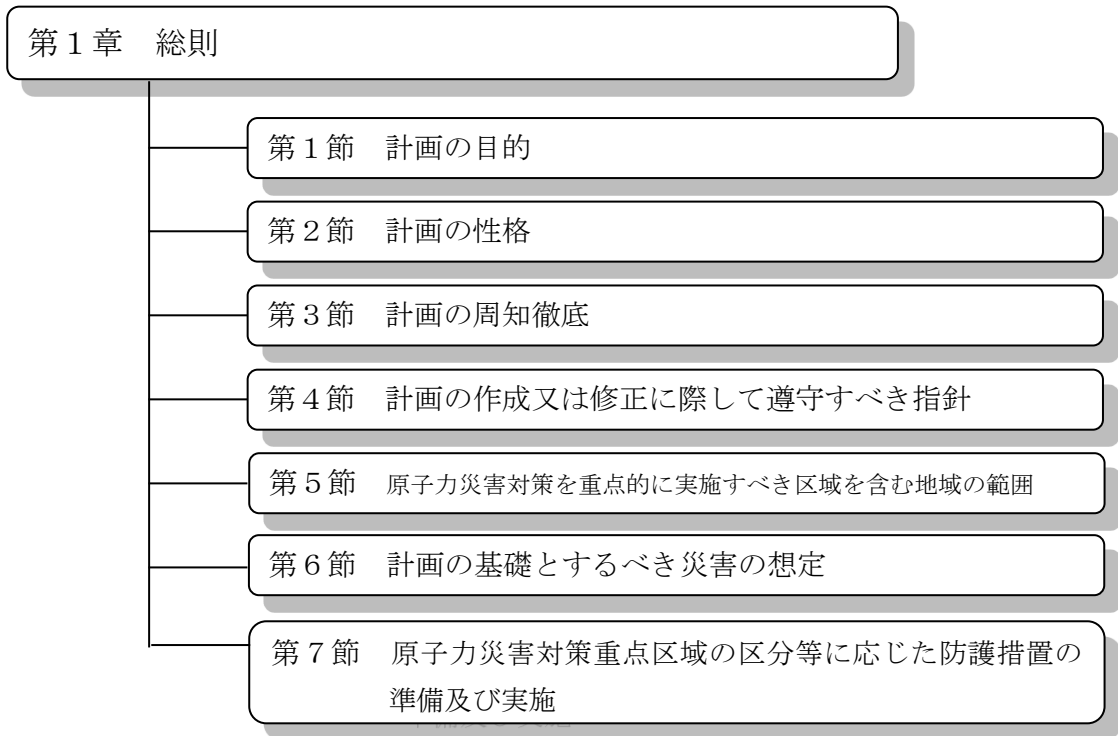
第4章 原子力災害中長期対策

《内容》「第5編 災害復旧・復興対策」の原子力災害版

第5章 広域避難の受入れ

《内容》他地域で発生した原子力災害時の避難者受入れ対策

第1章 総則



第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、これに付随して行われる運搬を含む。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

併せて、福井県内に立地する原子力施設の事故等による広域避難の受入れを円滑に行うために必要な事項を定める。

第2節 計画の性格

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、「泉佐野市地域防災計画」の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする地域防災計画の他の編では定めていない原子力災害特有の事項を中心に定める。本編に定めのない事項については、「泉佐野市地域防災計画（第1編～第5編）」によるものとする。

第3節 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際して遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

1. 原子力事業所

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第4号でいう原子力事業所(以下「原子力事業所」という。)は、下表のとおりである。

表 原子力事業所一覧

原子力事業所	所在地	施設概要	原災法上の位置付け
京都大学 複合原子力科学研究所	熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力 5,000kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力 100W)	原災法第2条第3号ロ及びト (原子炉の設置承認及び核燃料 物質の使用承認を受けた者)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)

2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)については、原子力災害対策指針において、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮して設定することが基本とされており、原子力施設の種類に応じ、予防的防護措置を準備する区域(PAZ: Precautionary Action Zone)及び緊急防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)が定められている。

当該指針を踏まえると、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、施設からおおむね半径 500m で全域がUPZとなる。

原子力災害対策重点区域は、上記の数値を目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要とされており、府においては、原子力災害対策重点区域は次頁のとおりとされている。

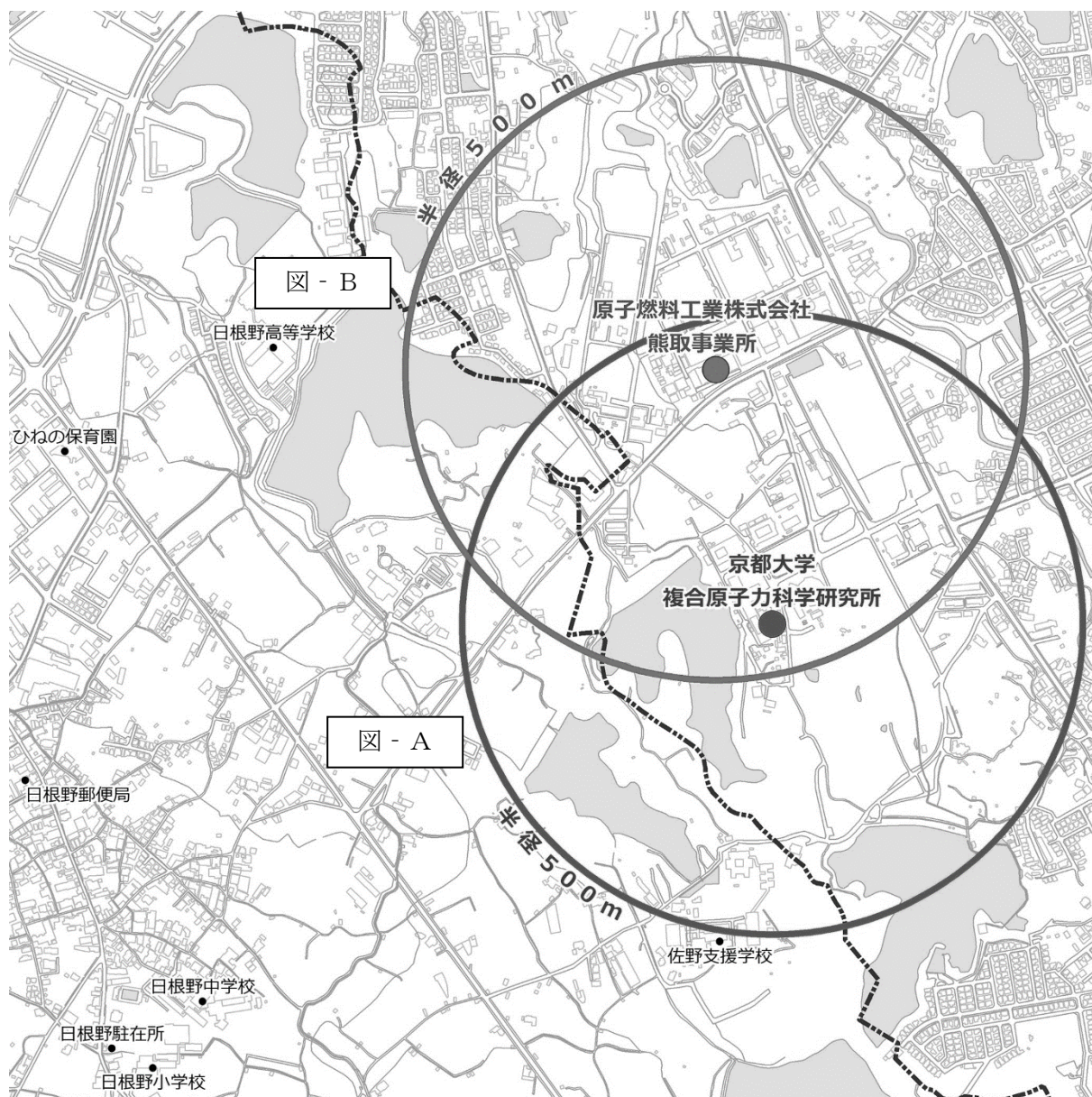


図 原子力災害対策重点区域の範囲（すべてUPZ）

【図－A】 京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径 500mの範囲

【図－B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径 500mの範囲

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

1. 原子力災害（事故）の範囲

原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

2. 計画の基礎とすべき災害(事故)の想定

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、そこで取扱われる放射性物質の種類、量、使用方法や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）」による国の安全審査で想定される事故がそれぞれ異なる。

そのため、本計画策定の基礎となる災害(事故)は、これらの点を考慮し、原子炉等規制法による国の安全審査において採用されている最大規模の事故(以下「仮想事故等」という。)を基本とし、各原子力事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を原子力災害対策指針に沿って整理する。

（1）京都大学複合原子力科学研究所

京都大学試験研究炉（KUR）では、高出力運転時の冷却機能喪失等による放射性物質の放出が想定される。この場合、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高いヨウ素が主であり、これらが排気筒又は建屋から環境へ放出されることとなる。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性がある。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、距離が長くなるにしたがい、拡散により濃度は低くなることが想定される。

一方、試験研究炉（KUCA）は熱出力が極めて小さいため、原子力事業所外で屋内退避を必要とするような被ばくが生じることは考えがたい。

なお、京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質等の使用施設や保管施設では、全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。

（2）原子燃料工業株式会社熊取事業所

ア．火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所では、火災、爆発、漏えい等に

よって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合等が考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。火災等により、フィルターを通さずに放出された場合、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様の状態になると考えられる。

イ. 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は、放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が必要となる。

ただし、施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

また、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取り扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（U235 が5%以下）であり、臨界事故は想定しがたい。

3. その他放射性同位元素取扱事業所

本市域の周辺地域には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第3条の使用許可を受けた者（以下「放射性同位元素取扱事業者」という。）もあるが、いずれも核燃料物質を取り扱う施設ではない。

そのため、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点からは、原子力事業所に対する原子力防災対策に準ずる対策を講じておけば、十分に対応できる。

核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等は、関係諸法令等を遵守するとともに、原子力事業所に準じて必要な対策を講じるよう努める。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

UPZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が緊急事態区分のどれに該当するか判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施する。

(1) 緊急事態区分

事故の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。本計画においては、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）を踏まえ、以下のとおり緊急事態の区分を設定し、施設の状況等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

＜緊急事態区分＞

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

UPZにおいては、全面緊急事態になった際には予防的な防護措置として、原則、屋内退避を実施する。

(2) 緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時における環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難、一時移転及び飲食物の摂取制限等、必要な防護措置を実施する。

〔注 記〕

本編における用語について

- 住 民・・・・・・・・市域に住所を有する者、他市から市域に通学・通勤する者及び災害時に市域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害事前対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。
緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・・・・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- 原子力事業者等・・・・・・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。
- P A Z・・・・・・・・Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、府内に立地する試験研究炉、核燃料加工施設には設定されていない。
- U P Z・・・・・・・・Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）
確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域のこと。
- 周辺監視区域・・・・・・・・原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線の量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所のこと。周辺監視区域内では、人の居住の禁止、立ち入りの制限などの措置を講じなければならない。

- 緊急事態区分・・・原子力施設や外的事象の発生等の状況に応じて設定された緊急事態の区分のこと。本編では、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4つに区分している。
- 情報収集事態・・・地震による原子力施設への影響や放射線量の状況等を情報収集する段階のこと。
- 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階のこと。
- 施設敷地緊急事態・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。
- 全面緊急事態・・・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。
- EAL・・・Emergency Action Level（緊急時活動レベル）
原子力事業者が原子力施設の状態等に応じて緊急事態区分のどの段階にあるかを判断するための基準のこと。
- OIL・・・Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）
緊急時モニタリングにより計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準のこと。
- オフサイトセンター・緊急事態応急対策等拠点施設のこと。緊急事態時に、国、府、関係市町や原子力事業者などの関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点となる施設。
- 屋内退避・・・住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置のこと。
- 避難・・・空間線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するもの。
- 一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。
- ERC・・・Emergency Response Center（緊急時対応センター）
原子力施設で災害が発生した場合に、原子力規制庁に設置される政府の対策拠点となる機関。全面緊急事態の発生時には、国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。
- 外部被ばく・・・体外にある放射線源から放射線を受けること。
- 内部被ばく・・・放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
- 避難退域時検査・・・避難時に受ける放射能汚染検査で、身体及び所持品等に付着した放射性物質による汚染を放射線測定器で確認すること。スクリーニング。

第2章 原子力災害事前対策

第2章 原子力災害事前対策

「第2編 災害予防対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 原子力事業者の責務

第3節 市の災害事前対策

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

第6節 原子力災害医療体制等の整備

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第9節 防災対策資料の整備

第10節 原子力施設上空の飛行規制

第11節 災害復旧への備え

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

第13節 原子力災害時の避難計画

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原災法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

1. 安全確保の責務

- (1) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- (2) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺の環境放射線監視及び放射線防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- (3) 原子力事業者は、事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図るなど、救出救助及び消火体制の充実に努める。

2. 原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出

- (1) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災計画を原子力事業所ごとに作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (2) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び市に協議する。
- (3) 府は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市に計画案を送付し、相当の期間を定めて、関係周辺市町である本市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

- (4) 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について関係機関に届け出る。

《届出書類》

- ・ 原子力防災要員現況届出書
- ・ 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- ・ 放射線測定設備現況届出書
- ・ 原子力防災資機材現況届出書

- (5) 府は、原子力事業者から上記(4)の届出があった場合、当該届出に係る書類の写しを本市に速やかに送付するものとする。

3. 施設の災害事前対策

- (1) 原子力事業者は、施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 原子力事業者は、放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- (3) 原子力事業者は、自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

4. 放射線測定整備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

5. 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

6. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

第3節 市の災害事前対策

(関係機関:原子力事業者)

1. 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

【危機管理課】

市は、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

2. 立入検査と報告の徴収

【危機管理課】

市は、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第7条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第8条の規定に基づき、立入検査を実施し、原子力事業者が行う、原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているか確認する。

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

(関係機関:原子力事業者)

1. 情報の収集・連絡体制の整備

【危機管理課】

市は、国、府、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、周辺住民等の危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

2. 情報分析整理

【危機管理課】

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課、環境衛生課】

市は、府、国及び原子力事業者と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

緊急時における環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)を実施するため、原子力規制委員会の統括の下、市、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、府、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。

第6節 原子力災害医療体制等の整備

(関係機関:りんくう総合医療センター、日本赤十字社、泉佐野泉南医師会、原子力事業者)

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、市が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

1. 原子力災害医療体制の整備

【健康推進課、危機管理課】

(1) 原子力災害医療機関の指定

『原子力災害拠点病院』・・・独立行政法人国立病院機構大阪医療センター

原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する医療機関であり、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害時に被災した原子力災害対策重点区域内において救急医療等を行う。

『原子力災害医療協力機関』・・・地方独立行政法人りんくう総合医療センター

原子力災害時に府や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に関する協力を行う。

『高度被ばく医療支援センター』・・・広島大学医学部附属病院

平時には主に高度専門教育研修等を行うとともに、原子力災害時には原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び原子力災害拠点病院等への医療支援等を行う。

(2) 関係機関の連携

「大阪府緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、被ばく患者の搬送方法等を国、府、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。

(3) 人材育成

市、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職(所)員を積極的に参加させるなど人材育成に努める。

2. 資機材の整備

【健康推進課、危機管理課】

市は、府と連携して、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び(社)泉佐野泉南医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、その他医療資機材の整備に努める。

また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、避難経路近傍等における備蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(関係機関:原子力事業者)

1. 放射線防護資機材の整備

【危機管理課】

市は、国及び府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2. 情報交換の実施

【危機管理課】

市は、府と連携して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

(関係機関:原子力事業者)

1. 市民等に対する知識の普及と啓発

【危機管理課】

市は、府、原子力事業者及び国などと協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次に掲げる事項について普及・啓発活動を実施する。

また、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児などの避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に市や府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避、避難及び一時移転に関すること

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (7) 緊急時にとるべき行動及び指定避難所での行動等に関すること
- (8) 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること

2. 防災業務関係者の人材育成

【危機管理課】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じて実施する。更に、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、関係機関間の連携の強化を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市が府等と連携して講ずる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第9節 防災対策資料の整備

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課】

市は、府と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンター等に備え付ける。

また、市は、社会環境に関する資料等を原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

《整備を行うべき資料の例》

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア. 原子力事業者防災業務計画
- イ. 原子力事業所の施設配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア. 種々の縮尺の周辺地図
- イ. 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、避難行動要支援者等の概要に関する資料）
- ウ. 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随施設、滑走路の長さ等の情報を含む）
- エ. 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む）
- オ. 周辺地域の特定施設（幼稚園、認定こども園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- カ. 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ. オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア. 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ. 線量推定計算に関する資料
- ウ. 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
- エ. 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ. 農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 原子力防災資機材等に関する資料

- ア. 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
- イ. 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ. 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア. 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ. 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- ウ. 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

(6) 避難に関する資料

- ア. 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ. 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第10節 原子力施設上空の飛行規制

(関係機関:大阪航空局関西空港事務所)

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

- (1) 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- (2) 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第11節 災害復旧への備え

(関係機関:原子力事業者)

【危機管理課、環境衛生課】

市は、府及び原子力事業者とともに、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

【危機管理課】

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等が、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

第13節 原子力災害時の避難計画

【危機管理課】

本市の一部地域が、京都大学複合原子力科学研究所および原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力災害対策重点区域に含まれていることについて、当該事業所で原子力災害が発生した際には、以下の方針で防護措置を実施し、状況に応じて避難を行う。

避難時のルート作成にあたっては、当該事業所の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が、施設からおおむね半径500mで全域がUPZとなることを踏まえて作成する。

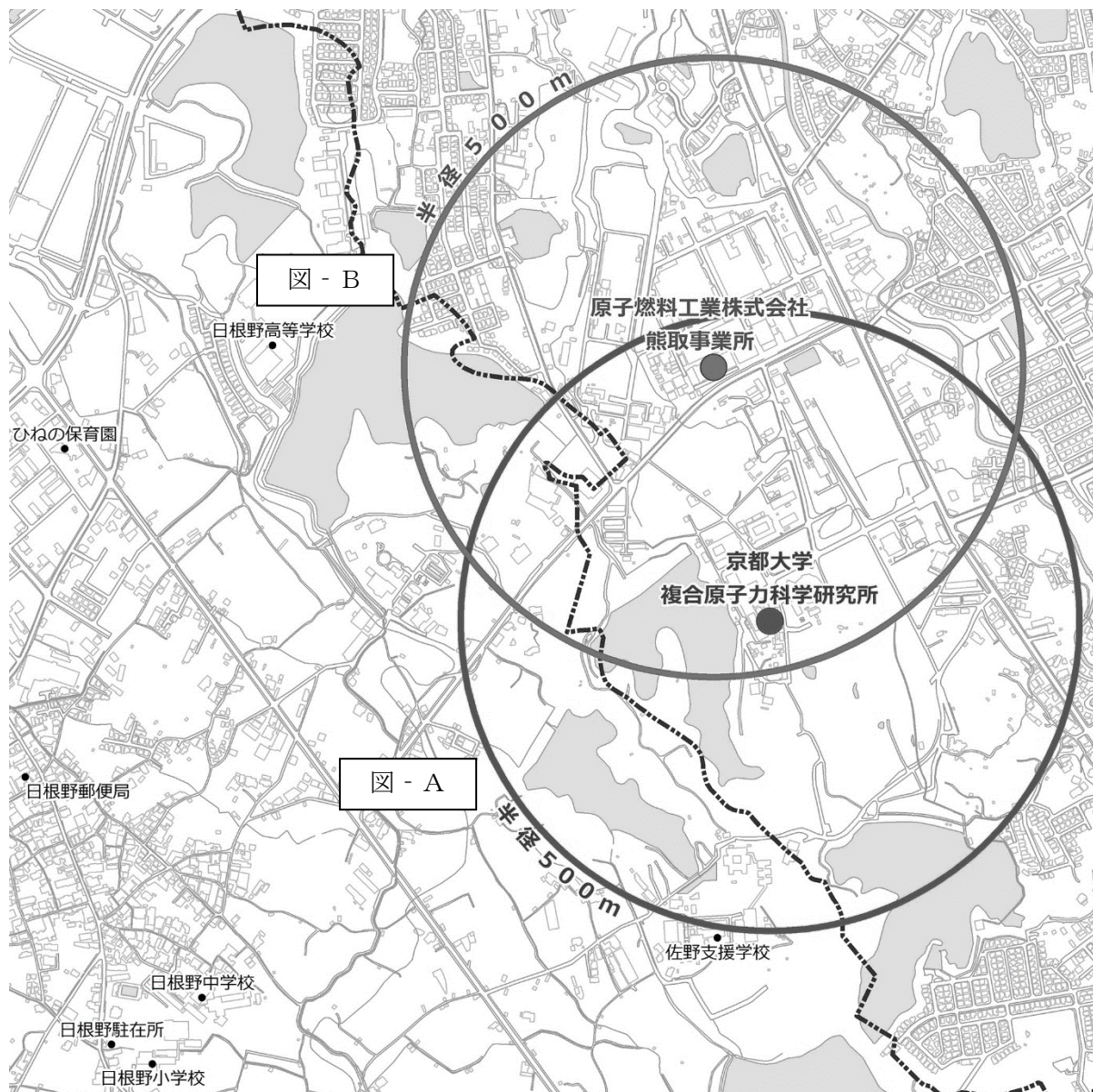


図 原子力災害対策重点区域の範囲（すべてUPZ）（再掲）

【図－A】 京都大学複合原子力科学研究所から概ね半径500mの範囲

【図－B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所から概ね半径500mの範囲

(1) 避難までの基本的な考え方

原子力規制委員会の原子力災害対策指針に基づき、緊急時の放射線モニタリングによる測定結果等を運用上の介入レベル（OIL）に照らし合わせ、以下のフローに応じて防護措置を実施する。

(2) 発災時の対応

全面緊急事態となった場合には、屋内退避を基本とし、放射線量が測定された場合、測定値に応じて、段階的に避難等を実施する。

以下のフローに基づき、区域外避難及び一時移転を要する際には、避難ルートに従って避難行動を行う。また、避難退域時検査は、避難ルート上で実施する。

自然災害等が併発しており、避難行動がかえって危険を伴うと判断される場合は、屋内退避の継続指示を府とともに検討する。

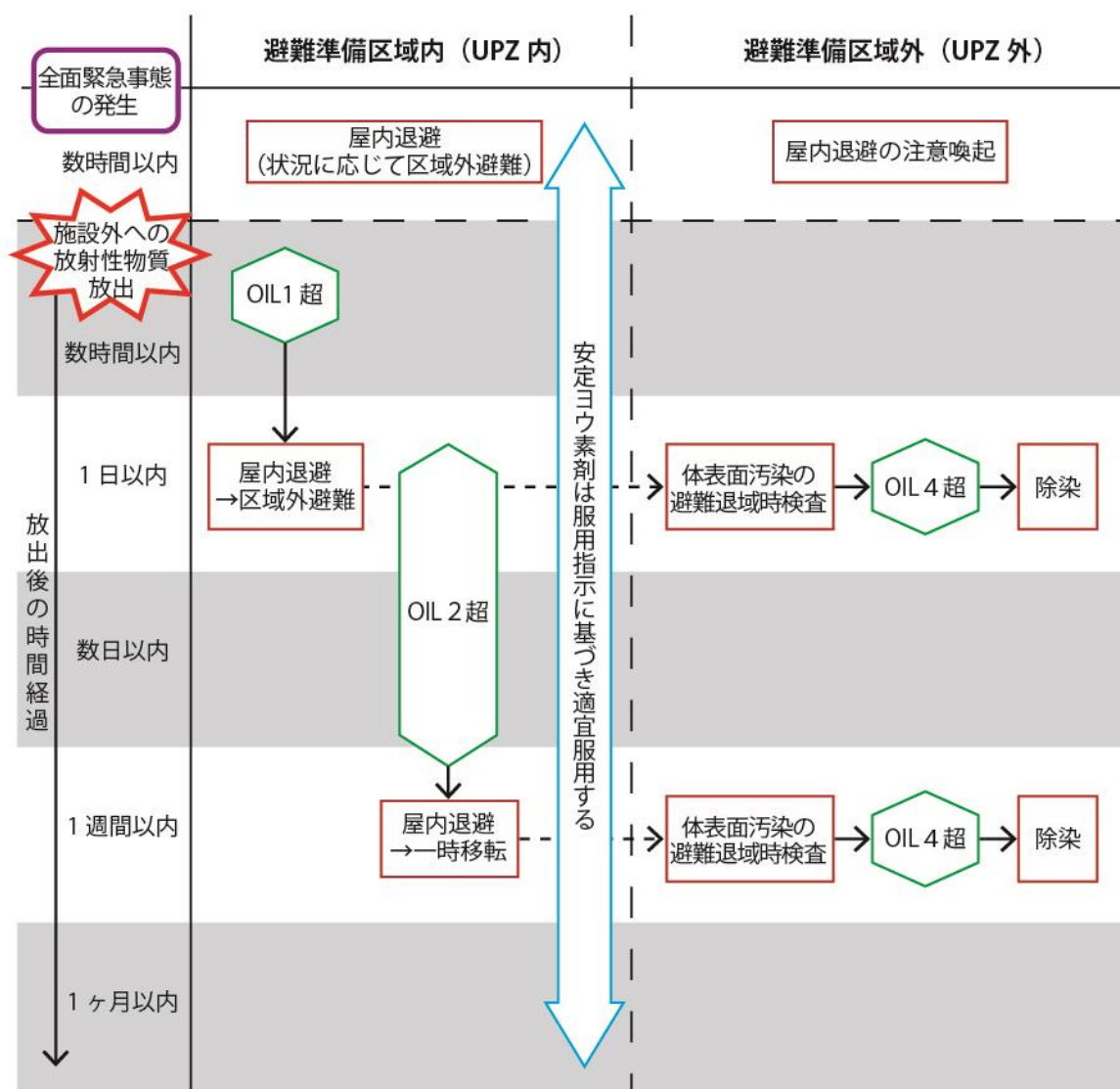


図 OIL に応じた防護措置実施フロー

(3) 避難ルートの作成

避難の対象区域は、大阪府地域防災計画原子力災害対策編（平成31年1月修正）にて示される原子力災害対策重点区域を参考に、UPZに含まれる日根野地域（一部）を対象区域とする。

避難対象区域の居住および滞在する者は、下記ルートに沿って日根野中学校に避難する。

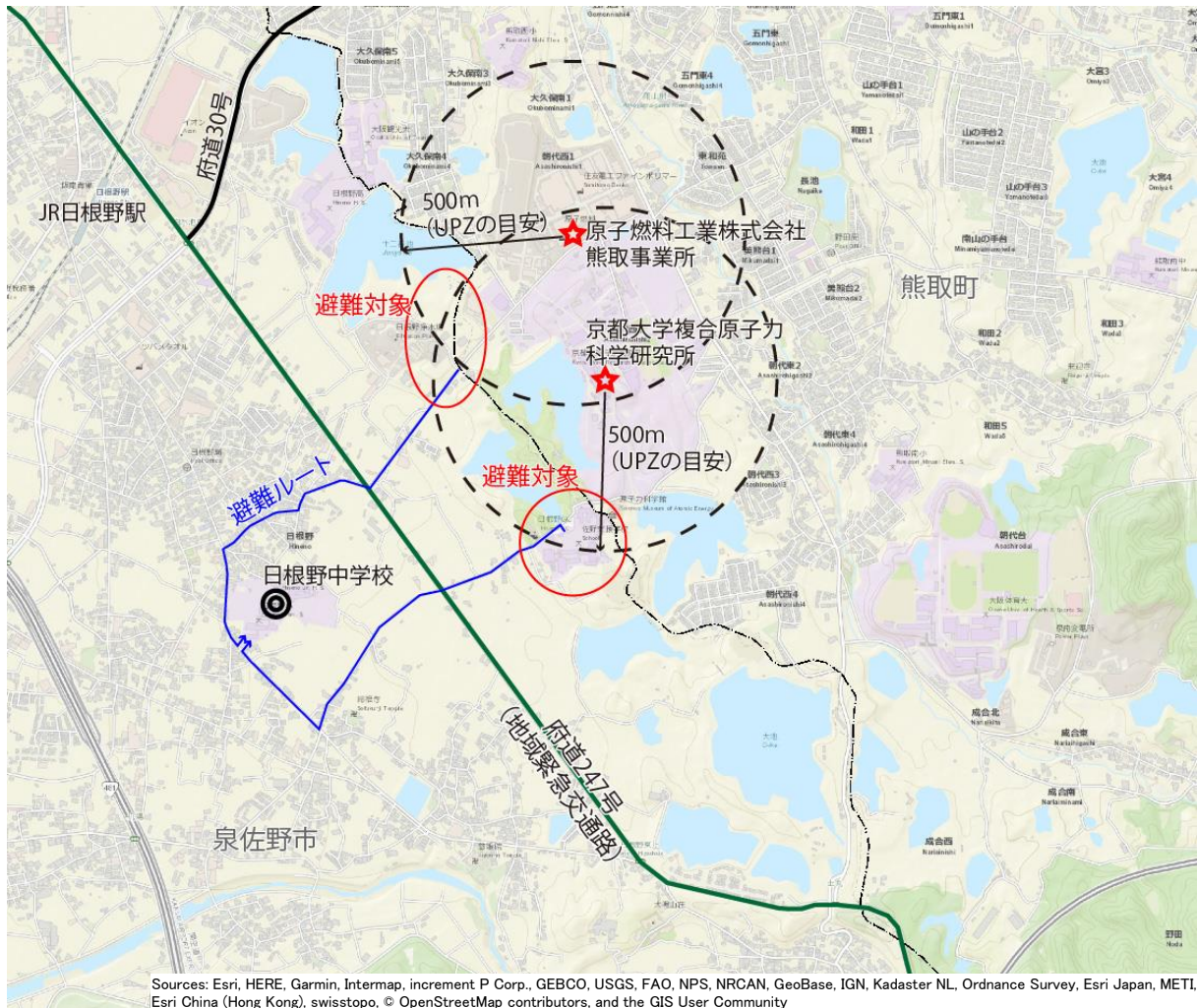


図 UPZ内から区域外への避難ルート

第3章 緊急事態応急対策

第3章 緊急事態応急対策

「第3編 災害応急対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 活動体制の確立

第3節 広域応援等の要請・受入れ

第4節 自衛隊の災害派遣

第5節 災害情報の収集伝達

第6節 災害広報

第7節 防災業務関係者の安全確保

第8節 緊急時モニタリングの実施

第9節 消火・救助・救急活動

第10節 医療救護活動

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

第12節 避難所の開設・運営

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第14節 交通規制・緊急輸送活動

第15節 社会秩序の維持

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

第1節 基本方針

原子力災害の特殊性に鑑み、防災関係機関及び原子力事業者は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講ずるものとする。

また、原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）についても、事故に対する周辺市民の不安、動揺等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺市民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講ずるものとする。

なお、原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は本計画に準じて、必要な応急対策を講ずる。

第2節 活動体制の確立

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、原子力事業者)

市は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1. 組織体制

【全部局】

(1) 災害警戒体制の設置

次の各号に該当する場合には、原子力災害警戒体制をとる。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力災害となるおそれがある大規模な事象発生の情報を受けたとき
- (イ) その他副市長が必要と認めたとき

イ. 廃止基準

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 当該事故に対する対策等の措置が終了した場合
- (ウ) 災害が発生するおそれなくなったとき
- (エ) 総指揮監が認めたとき

ウ. 所掌事務

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (オ) 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、市役所内（3 階大会議室）に災害対策本部を設置する。ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力事業者から特定事象等*¹（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））の発生を受信したとき
- (イ) 府モニタリング設備において、5 μ Sv/h 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- (ウ) 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態*²宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき
- (エ) 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (オ) その他市長が必要と認めたとき

※Sv（シーベルト）：放射線にあたった物質が吸収する放射線の量を表す単位。（1Sv=1000mSv=1000000 μ Sv）

《*1 - 特定事象に該当する事象の例》

- ・原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・火災・爆発などにより事業所内の管理区域外の場所で、 $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- ・事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

《＊2 - 原子力緊急事態に該当する事象》

- ・原子力事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき
- ・火災・爆発などにより原子力事業所内の管理区域外の場所で、 5mSv/h 以上の放射線量を検出したとき
- ・排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $500\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- ・臨界事故が発生したとき
- ・非常停止すべきときに、原子炉を停止するすべての機能が失われかつ、冷却するすべての機能が喪失したとき
- ・事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で 10mSv/h 以上の放射線量を検出したとき

イ. 廃止基準

- (ア) 内閣総理大臣から原災法第15条に基づく原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされたとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く）
- (イ) 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) その他災害対策本部長が認めたとき

ウ. 本部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達・分析に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (エ) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること
- (オ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ. 災害対策本部等の設置又は廃止等の関係機関への通知

市長は、災害対策本部等を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、又は災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡責任者は各部班相互間の連絡調整を迅

速に処理するものとする。

オ. 指揮体制

災害時における活動指揮については、災害対策本部で定める組織とし、本部長、副本部長、本部員、班長、班員の順で行う。また、市長に事故ある場合又は不在時における指揮順位は、副市長、教育長の順とする。

カ. 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は、地震災害応急対策に準ずるとともに次のとおりとする。

表 本部の組織及び事務分担

部名	班名	事務分担
生活産業部	環境衛生班（環境衛生課）	1. 緊急時環境放射線モニタリングに関すること
	農水班（農林水産課）	1. 農林水産及び商工業者に対する採取、出荷制限等に関すること
	商工班（まちの活性課）	
健康福祉部	医療保健班（健康推進課）	1. 飲食物の摂取制限等に関すること 2. 市民の健康問診に関すること 3. 避難退域時検査に関すること
上下水道局	水道班（水道工務課） 上下水道総務班（経営総務課）	1. 原水の取水制限等に関すること

キ. 原子力災害現地連絡部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として熊取オフサイトセンター内に泉佐野市原子力災害現地連絡部を設置する。

(7) 設置基準

- 国が原子力災害現地警戒本部を設置したとき
- 国が原子力災害現地対策本部を設置したとき
- 府が原子力事故現地連絡班及び原子力災害現地連絡部を設置したとき
- その他市長が認めたとき

(イ) 廃止基準

- 原子力緊急事態解除宣言がされたとき
- 災害対策本部長が認めたとき

(ウ) 連絡部の所掌事務

- 本市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- その他必要な事項に関すること

2. 動員体制

【全部局】

原子力災害が発生した場合、又は原子力災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

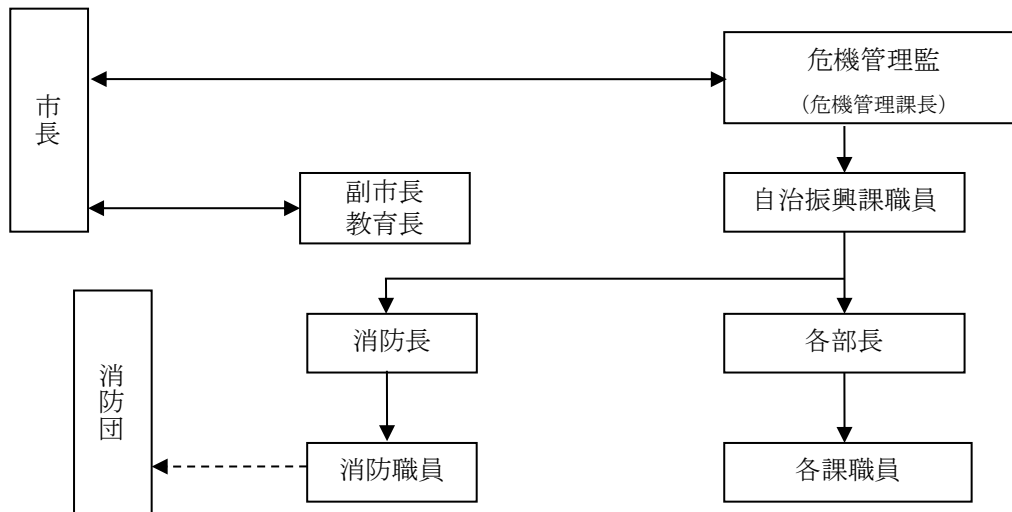
(1) 配備体制

災害応急活動の段階に応じて、次の配備体制をとる。

緊急事態 区分	活動・設置基準	組織体制
情報収集事態	○原子力規制委員会より情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ○その他危機管理監が必要と認めた時	災害警戒体制 (警戒レベル1)
警戒事態	○原子力規制委員会より警戒事態が発生したことの連絡があったとき ○原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき ○その他副市長が必要と認めた時	災害警戒体制 (警戒レベル3)
施設敷地 緊急事態	○原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。） ○その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部 (A号配備)
全面 緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部 (B・C号配備)

(2) 動員及び伝達系統

【勤務時間内】



【勤務時間外】

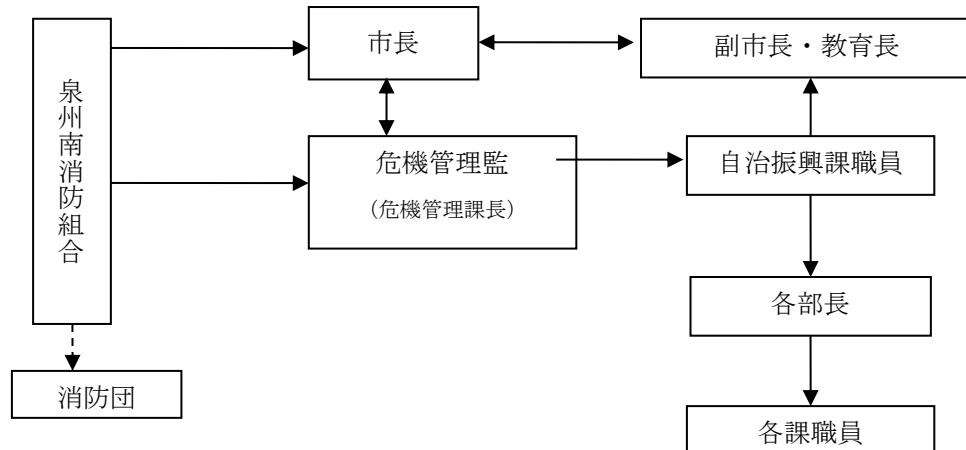


図 動員及び伝達系統

3. 現地事故対策連絡会議の開催

【本部運営班】

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、府、関係市町及び原子力事業者等との連絡調整等を実施するため、オフサイトセンター内に現地事故対策連絡会議を開催する。市、府及び原子力事業者等は当該会議に参画する。

4. 緊急時モニタリングセンターの設置

【本部運営班】

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、国、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

市、府、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

5. 原子力災害合同対策協議会の組織

【本部運営班】

全面緊急事態が発生したときは、市長は、国の原子力災害現地対策本部長及び知事とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会には、泉佐野市原子力災害現地対策本部員をはじめ、あらかじめ指定された防災関係機関の代表者が参画する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、市、国、府及び原子力事業者が協議し、「オフサイトセンター運営要領」により定める。

【機能】

- ・ 市民避難、事故収束のための措置等の重要事項の調整
- ・ 緊急事態応急対策実施区域の拡張・縮小、緊急事態解除宣言等についての国の原子力災害対策本部への提言
- ・ 熊取オフサイトセンター内の情報の共有
- ・ 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・ 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- ・ 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
- ・ プレス発表内容の確認

（１）原子力災害合同対策協議会における機能班活動

国、府、市及び原子力事業者からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

(2) 機能班の役割

班 名	機 能	役 割
総 括 班	総合調整	・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 原子力災害合同対策協議会の事務局運営 ・ 各機能班の情報集約及び総合調整 ・ 官邸チーム総括班及びE R Cチーム総括班、府及び市災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ 各種通信回線の確保
広 報 班	住民への広報 報道機関対応	・ 住民への広報、報道機関への対応 ・ プレス基礎資料の作成 ・ 官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班、府及び市災害対策本部等の情報共有
プラント チーム	事故状況の把握	・ 事故情報の収集と総括 ・ 機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・ E R Cチームプラント班との情報共有
放 射 線 班	緊急時モニタリング結果の収集、整理 放射線影響の予測	・ 緊急時モニタリングデータの収集 ・ 放射線による影響の予測 ・ 緊急時モニタリング結果等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・ 除染等に関する調整 ・ E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	・ 屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・ 救助・救急状況の把握及び活動調整 ・ 交通規制、緊急輸送状況の調整 ・ 官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整
医 療 班	府や医療関係機関の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査、労働者の被ばく線量及び傷病者の発生状況及び安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	・ 被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・ 避難退域時検査、簡易除染等、原子力災害医療に係る情報収集、基準の策定、実施に係る調整 ・ 官邸チーム及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整
実動対処班	実働省庁又は官邸実動対処班等との連絡調整	・ 実働組織の状況に関し各機能班への情報共有 ・ 物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・ 実働省庁又はE R Cチーム実動対処班との連絡・調整

4. 専門家の派遣要請

府は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

市は、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府、他の市町村及び指定地方行政機関等の長に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期するものとする。

1. 広域応援等の要請

【本部運営班】

市長は、市単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 行政機関への応援要請

災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。

なお、応援に要した費用等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮下に入る。

ア. 応援要請できる要件

(ア) 応急対策を実施するために必要であると認めた場合

(イ) 本市のもつ消防力等の現有活動勢力では、消防、救助等効果的な応急対策の実施が困難な場合

(ウ) 緊急を要するとき地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急対策の実施ができると認めた場合

イ. 応援要請方法

応援要請するにあたっては、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書により行う。

ただし、文書による要請するいとまがない場合は、大阪府防災情報システム、電話、ファクシミリにより要請し、後日文書を速やかに提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を要請する理由

(イ) 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要事項

ウ. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合、本市から大阪府政策企画部危機管理室を通じて行う。

エ. 他の市町村長に対する応援要請

災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

オ. 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を要求する。

（２）職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

また、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助についても指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し求めるものとする。

ア．派遣要請方法

災害対策基本法第29条及び地方自治法第252条の17の規定に基づき、府、他の市町村、指定地方行政機関等の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ．派遣あつせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対して職員の派遣についてあつせんを求める。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ．経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同法第92条、同法施行令第17条から第19条までの規定に基づき本市が負担する。

2. 広域応援等の受入れ

【本部運営班】

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、『総合文化センター』を受援基地として受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

（１）誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

（２）連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

（３）資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4節 自衛隊の災害派遣

(関係機関: 自衛隊)

市長は、住民の生命又は財産を保護するため自衛隊の応援を必要と認めた場合、知事に対し災害派遣要請の要求を行うものとする。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

1. 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

2. 災害派遣要請手続

【本部運営班】

- (1) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話又は口頭をもって要求する。なお、その場合は、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ. 派遣を希望する期間
 - ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ. その他参考となるべき事項
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊中部方面総監に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

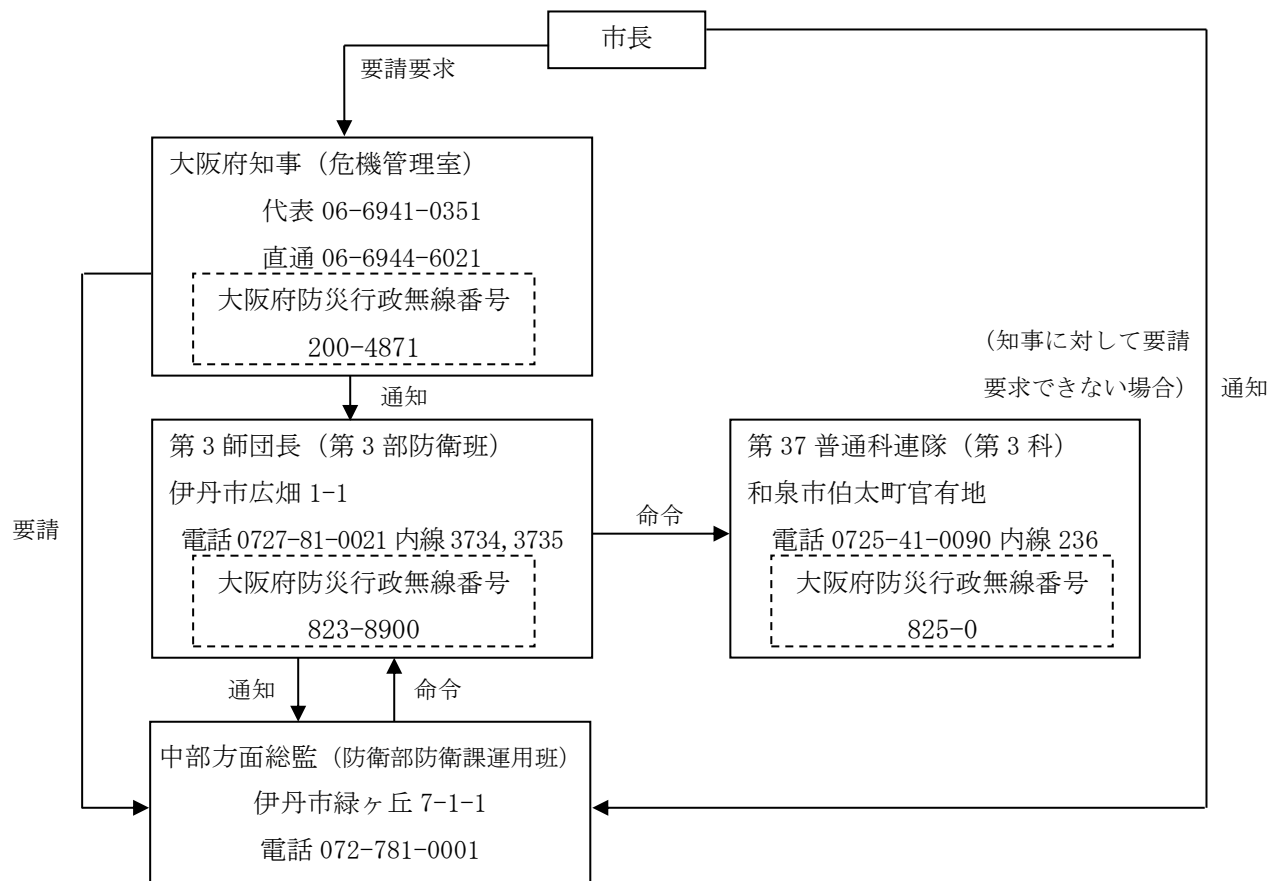


図 自衛隊派遣・撤収要請系統

3. 派遣部隊の受入れ

【本部運営班】

市は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- （１）自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- （２）派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- （３）派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- （４）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

4. 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

また、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

（１）モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。

(2) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(3) 避難の援助

屋内退避・避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

(4) 行方不明者の搜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷病者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して搜索救助を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。

(6) 応急医療及び救護

被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(8) 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

5. 撤収要請

【本部運営班】

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、文書により速やかに知事に撤収要請の要求を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第5節 災害情報の収集伝達

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、岸和田労働基準監督署、日本放送協会、民間放送株式会社、原子力事業者)

市、府をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、緊急事態に該当する事象発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

1. 緊急事態事象発生情報等の連絡

【本部運営班】

(1) 原子力事業者からの情報収集事態及び警戒事態事象発生時の連絡があったとき

ア. 原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態及び警戒事態事象の発生を確認した場合、直ちに原災法第10条第1項の規定による通報に準じ、泉州南消防組合をはじめ原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、第五管区海上保安本部等にファクシミリで連絡し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

イ. 市は、府との連絡体制を確立する等必要な体制をとる。

(2) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発生通報があったとき

ア. 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、泉州南消防組合をはじめ原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。

イ. 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市、府等に連絡する。

[通報先]

通報先	
原子力事業者 原子力防災管理者	■内閣府（内閣総理大臣）
	■原子力規制委員会
	■原子力防災専門官
	■原子力規制庁熊取原子力規制事務所 （原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）
	■原子力検査官
	■大阪府（政策企画部危機管理室）
	■熊取町（総合政策部危機管理課）
	内閣官房（内閣情報集約センター）
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官 （総括担当）付
	泉佐野市（市民協働部危機管理課）
	貝塚市（消防本部）
	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部
	泉州南消防組合 熊取消防署
	大阪府警察本部 警備課 警備危機管理室
	泉佐野警察署 警備課
	岸和田海上保安署
	岸和田労働基準監督署
	その他防災関係機関

※■印 FAX の着信を確認する機関

（３）府モニタリング設備で特定事象発生 of 通報を行うべき数値を検出したとき

- ア．府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行う。
- イ．連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を本市、府等に速やかに連絡する。

2. 応急対策活動 of 情報連絡

【本部運営班】

（１）施設敷地緊急事態発生後の情報連絡

- ア．原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動 of 実施状況及び被害 of 状況等を次に定める機関に定期的に文書でもって連絡する。
- イ．市は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力

事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を府、指定公共機関、国の現地事故対策連絡会議等と随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

[通報先]

通報先	
原子力事業者 原子力防災管理者	■内閣府（内閣総理大臣）
	■原子力規制委員会
	■原子力防災専門官
	■原子力規制庁熊取原子力規制事務所 （原子力防災専門官、上席放射線防災専門官）
	■原子力検査官
	■大阪府（政策企画部危機管理室）
	■熊取町（総合政策部危機管理課）
	内閣官房（内閣情報集約センター）
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官 （総括担当）付
	泉佐野市（市民協働部危機管理課）
	貝塚市（消防本部）
	原子力災害現地対策本部室等（オフサイトセンター内）*
	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部
	泉州南消防組合 熊取消防署
	大阪府警察本部 警備課 警備危機管理室
	泉佐野警察署 警備課
	岸和田海上保安署
	岸和田労働基準監督署
	その他防災関係機関

※■印 FAX の着信を確認する機関 ※*印 設置されている場合

（２）全面緊急事態発生後の情報連絡

市は、国の原子力災害現地対策本部、府、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、本市が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を原子力災害現地対策本部等（熊取オフサイトセンター内）に随時連絡する。

第6節 災害広報

(関係機関:原子力事業者、日本放送協会、民間放送株式会社)

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を勘案して、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

1. 災害広報

【本部運営班、機動班】

市は、住民等への情報提供にあたっては、国及び原子力事業者と連携し情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるとともに、国、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、本市が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。

また、市は、府と現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官並びに原子力災害現地対策本部、その他の防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

(1) 広報の内容

ア. 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- (ア) 事象の概要
- (イ) 事象発生事業所における対策の状況
- (ウ) 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- (エ) その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

イ. 施設敷地緊急事態発生時の広報

- (ア) 事故の概要
- (イ) 事故発生事業所における対策の状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (オ) その他必要と認める事項

ウ. その後の広報

- (ア) 事故状況及び環境への影響とその予測
- (イ) 本市、府をはじめとする防災関係機関の対策状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 医療機関などの生活関連情報

- (オ) 交通規制情報
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 広報の方法

- ア. 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法
報道機関への情報提供
- イ. 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - (ア) 広報紙の内容変更・臨時発行等
 - (イ) 広報車による現場広報
 - (ウ) 防災行政無線（同報系）による地区広報
 - (エ) 指定避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
 - (オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - (カ) スマートフォン、インターネットの活用
 - (キ) ケーブルテレビ等への情報提供
 - (ク) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

(3) 事故時の広報体制

事故時の広報責任者を選定し、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や国、府をはじめとする他の防災関係機関との連絡調整を行う。

2. 報道機関との連携

【本部運営班】

市は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の要請

市長は、災害に関し、緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

- ア. 日本放送協会（大阪放送局）
- イ. 民間放送事業者
 - (ア) 朝日放送テレビ株式会社
 - (イ) 朝日放送ラジオ株式会社
 - (ウ) 株式会社毎日放送
 - (エ) 読売テレビ放送株式会社
 - (オ) 関西テレビ放送株式会社
 - (カ) テレビ大阪株式会社
 - (キ) 大阪放送株式会社
 - (ク) 株式会社エフエム大阪
 - (ケ) 株式会社FM802
- ウ. 有線テレビジョン放送事業者
株式会社ジェイコムウエスト

(2) 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

市は、府と協力し、障がい者に配慮した広報を行うとともに、必要に応じ、府に対し外国語による緊急放送の要請を行うなど適切な対応を行う。

(4) 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

3. 広聴活動の実施

【全部局】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

(関係機関:原子力事業者)

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、府、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に配慮する。

1. 防護対策

【本部運営班】

市は、必要に応じ他の防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

2. 防災業務関係者の被ばく管理

【本部運営班、医療保健班】

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた放射線防護に関する指標に基づき行う。
- (2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、本市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を原子力災害現地対策本部に置く。
- (3) 本市の被ばく管理を担う班は、熊取オフサイトセンター等において、必要に応じ府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 市は、応急対策活動を行う本市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、熊取オフサイトセンター等において、国、府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

3. 防災業務関係者の放射線防護に関する指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

【指標】

- ・実効線量で 50mSv を上限とする。
ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。
- ・作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。
眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とする。
皮膚：等価線量で 1Sv を上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

【本部運営班、環境衛生班】

市は、緊急事態に該当する事象が発生した場合、府が「大阪府緊急時モニタリング計画等」に基づき実施する緊急時モニタリングに関し、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行うとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

また、府や熊取オフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第9節 消火・救助・救急活動

(関係機関: 泉州南消防組合、泉佐野警察署、原子力事業者)

市は、泉佐野警察署はじめ他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

1. 緊急事態応急対策の実施状況の把握

【本部運営班】

市は、緊急事態応急対策の実施状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2. 応急活動

泉佐野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、消火、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消火及び救助、救急活動が円滑に行われるよう必要に応じ府又は原子力事業者等その他の民間からの協力により、消火及び救助、救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

3. 相互応援

【本部運営班】

- (1) 災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (2) 本市単独では十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、大阪市消防局若しくは他市町村などに相互応援協定に基づく応援等を要請する。
- (3) 市は、応援市町村等に対し、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

4. 各機関による連携

【本部運営班】

市は、府、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

第10節 医療救護活動

(関係機関:りんくう総合医療センター、日本赤十字社、泉佐野泉南医師会)

市は、府が実施する放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動について協力するものとする。

1. 医療救護班の編成・派遣

【医療保健班】

(1) 医療救護班の編成

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、りんくう総合医療センター、(社) 泉佐野泉南医師会等へ医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を実施する。その際、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害医療機関を中心として医療活動を行い、DMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携する。

なお、本市単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ア. 編成数・構成

機関名	構成			
	班数	医師数	看護師数	その他
りんくう総合医療センター	2	2	4	2

イ. 参集場所

医療救護班の参集場所は、りんくう総合医療センターとする。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市への医療救護班の受入れ窓口は、りんくう総合医療センターに設置し、府の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2. 医療救護班の活動

【医療保健班】

医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チーム等の指導を受け、汚染・被ばく患者、被ばく傷病者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

3. 安定ヨウ素剤の予防服用

【医療保健班】

市は、府と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

4. 被ばく線量の把握

【医療保健班】

市は、府とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第11節 屋内退避・避難受入れ等の防護活動

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、自衛隊、町会・自治会、自主防災組織)

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難のための指示、誘導等必要な措置を講ずる。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人名への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1. 屋内退避及び避難に関する指標

市は、全面緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）に基づき、避難又は一時移転を実施する。

表 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、

措 置		るため、地域生産物 ^{※5} の 摂取を制限するととも に、住民等を1週間程度 内に一時移転させるため の基準		1週間程度内に一 時移転を実施
--------	--	--	--	--------------------

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2. 屋内退避・避難の指示

【本部運営班】

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの指示を行う。

(1) 指示者等

ア. 市長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きを指示する。その際、本市においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。

(原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条)

イ. 市長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の市民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。

ウ. 知事は、本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への避難の指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(原災法第28条、災害対策基本法第60条)

エ. 警察官、海上保安官は、市長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。

(原災法第28条、災害対策基本法第61条)

オ. 原子力災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

(自衛隊法第94条)

(2) 指示の住民への周知

市長は、指示にあたっては、屋内退避又は避難の指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。

なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

(3) 避難路の確保

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

3. 避難者の誘導

【本部運営班、被災者支援班】

(1) 市

市民の避難誘導に際し、泉佐野警察署の協力を得るとともに、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮する。

ア. 避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

- イ. 誘導にあたっては、定められた避難所へ町会・自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病者、高齢者、乳幼児、児童、障害者及びこれらの人に必要な介助者を優先して行うものとする。また、要援護高齢者・障害者等の搬送にあたっては、要援護高齢者・障害者等搬送車を活用し、迅速、的確に行う。
- ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を利用して避難中の事故防止に万全を期する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

4. 警戒区域の設定

【本部運営班】

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 設定者

- ア. 市長は、原子力緊急事態宣言が発出されたときから原子力緊急事態解除宣言が発出されるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

- イ. 知事は、泉佐野市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。

(原災法第28条、災害対策基本法第73条)

- ウ. 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた本市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。

(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

- エ. 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

(2) 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第12節 避難所の開設・運営

(関係機関:町会・自治会、自主防災組織)

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断により、避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等、開設するものとする。

1. 避難所の開設

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

市長は、内閣総理大臣の指示又は独自の判断により避難受入れが必要と判断した場合は、下記の第1次開設避難所から安全な避難所を指定し、周知するとともに、あらかじめ指名した本市職員を避難所を管理するための責任者として速やかに派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とすることができる。

また、避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

表 第1次開設避難所

施設名	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）
日根野小学校	泉佐野市日根野 1684	660	400
日根野中学校	泉佐野市日根野 1699	499	302

注1 避難所の開設にあたっては、気象状況等を十分勘案し指定するものとする。

2. 避難所の管理・運営

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。

(1) 災害対策本部との連絡体制

地域防災支援員は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、一般加入電話、携帯電話、あるいはファクシミリで報告する。

(2) 町会・自治会及び施設管理者との連携

地域防災支援員は、町会・自治会（自主防災組織を含む）や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

(3) 指定避難所の運営、管理の留意点

避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の運営、管理にあたる。

ア. 避難者の把握

イ. 混乱防止のための避難者心得の掲示

ウ. 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ. 生活環境への配慮

オ. 要配慮者への配慮

- カ．避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- キ．相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ク．動物飼養者の周辺への配慮の徹底

（４）避難退域時検査及び簡易除染の場所の運営、管理の留意点

市は、次の事項に留意して、避難退域時検査及び簡易除染の場所の運営、管理にあたる。

- ア．避難者の把握
- イ．混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ．要配慮者への配慮
- エ．プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- オ．相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- カ．安定ヨウ素剤の準備
- キ．避難退域時検査及び簡易除染の実施

（５）飲食物、生活必需品等の供給

市は、コンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等について状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

その場合においても不足する場合には、府に協力を要請するものとする。

3. 避難所の閉鎖

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員】

- （１）市長は、原子力緊急事態解除宣言が発出され、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。
- （２）地域防災支援員は、市長の指示により避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

【水道班、食糧物資班、医療保健班】

市は、府が実施する緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

〈OILと防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	

			プルトニウム 及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

2. 農林水産物の採取及び出荷制限

【農水班】

市は、府の指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとる。

3. 本市の取るべき措置

【水道班、医療保健班】

市は、市民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき、又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

4. 飲料水及び飲食物の供給

【水道班、食糧物資班】

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、府をはじめとする他の防災関係機関と協力して関係市民への応急措置を講ずる。

第14節 交通規制・緊急輸送活動

(関係機関: 泉佐野警察署、自衛隊、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、岸和田海上保安署)

市、府をはじめとする防災関係機関は、連携して救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 陸上輸送

【本部運営班、総務班、道路公園班】

(1) 緊急交通路の確保

大阪府警察及び本市の道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとるものとする。

ア. 緊急事態応急対策のための緊急交通路の確保

泉佐野警察署及び道路管理者は、府が選定した緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を本市及び府に連絡する。

(ア) 交通管制

府警察は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

府警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

イ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要な措置を講ずる。

ウ. 交通規制の標識等の設置

道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(2) 緊急交通路の周知

市及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡させるため、住民への周知を行う。

(3) 輸送手段の確保

ア. 車両の確保

本市が所有している(専用公用車含む)車両については、総務部総務班が一括管理し、車両の確保を行う。しかし、一時的に多数の車両を必要とした場合や、災害が広域にわたるなど、本市の車両のみでは避難者の輸送、救助物資輸送など困難な場合は、市内の運送業者等から車両を調達するなど、輸送車両の確保を図る。

なお、迅速な車両確保を行うため、運送業者との協定の締結に努める。

イ. 調達依頼

市所有分では不足する場合で、運送業者からの借上げ又は、知事に調達依頼するときは、次の事項を明示する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ. 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

(ア) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく通行規制が実施された場合には、事前届出済証の交付を受けている車両については、大阪府公安委員会又は知事に対し、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標識の交付を受ける。

(イ) 原子力災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合には、事前届出済証を受けていない車両や運送業者から借上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査済証等の必要書類を泉佐野警察署又は知事に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

2. 水上輸送

【本部運営班】

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、水上輸送を行う。

(1) 輸送基地の確保

- ア. 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- イ. 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- ウ. 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

(2) 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- ア. 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- イ. 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- ウ. 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

(3) 輸送手段の確保

市及び府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 航空輸送

【本部運営班】

(1) 輸送基地の確保

ア. 本市の災害時用臨時ヘリポートについては、次の場所を選定する。

表 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土表面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	教育委員会 青少年課	469-1106	土俵面 81×70m
泉佐野南部公園	南中樫井 897-2	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 200×85m

イ. 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ. 本市及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊の協力を得て、輸送手段の確保を図る。

第15節 社会秩序の維持

(関係機関: 泉佐野警察署)

市、府をはじめとする防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 市民への呼びかけ

【本部運営班】

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2. 警備活動の強化

泉佐野警察署は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

(関係機関: 原子力事業者)

【本部運営班】

本市域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線が検出された等）場合及び全面緊急事態が発生した場合は、本市をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

【本部運営班】

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は本計画に準じて、必要な応急対策を講ずる。

第4章 原子力災害中長期対策

第4章 原子力災害中長期対策

「第5編 災害復旧・復興対策」の原子力災害版

第1節 基本方針

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

第5節 各種制限措置の解除

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第7節 災害地域市民に係る記録等の作成

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第9節 風評被害等の影響の軽減

第10節 心身の健康相談体制の整備

第11節 被災中小企業等に対する支援

第12節 暴力団排除活動の徹底

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

【本部運営班】

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

【本部運営班】

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を府に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

(関係機関:原子力事業者)

【本部運営班、環境衛生班】

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

【本部運営班】

市は、府と連携し、緊急時モニタリングの結果を踏まえた、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(関係機関:原子力事業者)

【本部運営班】

府及び原子力事業者は、国の統括の下、防災関係機関と協力して、緊急時モニタリングを継続的に実施し、その結果を速やかに公表する。また、原子力緊急事態解除宣言後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域市民に係る記録等の作成

1. 災害地域市民の記録

【本部運営班】

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

2. 損害調査の実施

【本部運営班】

市は、市民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。

3. 緊急事態応急対策措置状況の記録

【本部運営班】

市は、府とともに災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

【本部運営班、被災者支援班、商工班、復興班】

- (1) 市は、国及び府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

【本部運営班、農水班、商工班】

市は、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第10節 心身の健康相談体制の整備

（関係機関：泉佐野保健所）

【医療保健班】

市は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、原子力事業所の周辺地域の市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第11節 被災中小企業等に対する支援

（関係機関：泉佐野商工会議所）

【商工班】

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 暴力団排除活動の徹底

（関係機関：泉佐野警察署）

泉佐野警察は、暴力団等が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5章 広域避難の受入れ

第5章 広域避難の受入れ

他地域で発生した原子力災害時の避難者受入れ対策

第1節 基本方針

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

第3節 府の広域避難の受入れ

第1節 基本方針

本章は、原子力災害の特殊性に鑑み、災害対策基本法及び防災基本計画を踏まえて府県域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう広域避難の受入れに関し必要な事項を定める。

本編に定めるほか、原子力災害に係る広域避難の受入れについては、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県・市町村が定める広域避難計画に基づき行うものとする。

なお、今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

第2節 関西圏における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

1. 前提となる被害想定

(1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

《福井県嶺南地域に立地する原子力施設》

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力(株)	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉(PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
日本原子力発電(株)	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号	沸騰水型軽水炉(BWR)
			2号	加圧水型軽水炉(PWR)
(独法)日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉(FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉(ATR)

(2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、1の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

2. 避難対象地域

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

《関西圏における避難対象地域とその人口》

人口は100人未満を四捨五入

府県名	市町名	避難対象人口(概数)	カウンターパート設定
福井県 (4市町)	小浜市	29,500 人	兵庫県
	高浜市	10,500 人	
	おおい町	8,300 人	
	若狭町	15,000 人	
	計	63,300 人	
滋賀県 (2市)	長浜市	25,700 人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に 協力を求める。)
	高島市	28,600 人	
	計	54,300 人	
京都府 (7市町)	福知山市	500 人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に 協力を求める。)
	舞鶴市	82,900 人	
	綾部市	8,300 人	
	宮津市	18,200 人	
	南丹市	3,600 人	
	京丹波市	3,000 人	
	伊根町	1,400 人	
	計	117,900 人	
3府県(13市町)計		236,000 人	

第3節 府の広域避難の受入れ

(関係機関:関西広域連合)

1. 滋賀県からの要請

【本部運営班】

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

2. 府の受入れ

【本部運営班】

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当	避難先	
		避難元地域 (自治会区)	地域	市町村
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町	《旧湖北町(一部)》	大阪市	大阪市
		《旧西浅井町》		
	旧木之本町	木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾	泉北	堺市
		金居原, 杉野, 杉本, 音羽		
		大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山		
		大音		
		飯浦, 山梨子		
	旧高月町	高月	中河内	八尾市
		馬上		
		高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部		
		持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森	南河内	富田林市
		井口, 高月尾山		
		東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山		
		唐川, 横山, 東物部		
		磯野		
		西阿閉		
		西柳野		
		高月布施		
		重則, 松尾		
	旧余呉町	坂口, 下余呉, 中之郷	泉南	岸和田市
		下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並		
		余呉東野		
		八戸, 川並		
		国安, 池原, 小谷		
		文室, 今市, 新堂		
		椿坂		
		柳ヶ瀬, 中河内		

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当	避難先	
		避難元地域（自治会区）	地域	市町村
高島市	旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町	《旧朽木村》 《旧安曇川町》 《旧新旭町》	大阪 市	大阪市
	旧マキノ町 旧今津町	マ：海津1～3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会	豊能	豊中市
		マ：山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区		池田市
		マ：蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会		箕面市
		マ：マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会		豊能町
		マ：在原区		能勢町
		マ：大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目	三島	吹田市
		今：松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 棕川区		高槻市
		今：酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区		茨木市
		今：伊井区, 北林区, 北仰東自治会		摂津市
		今：大供区		島本町
		今：栄区, 東区	北河 内	守口市
		今：弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井ノ口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中ノ町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津辻区, 天増川区		枚方市
		今：南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区		寝屋川市
		今：天神区, 今津中野区, 宮西区		大東市
		今：藺生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区		門真市
		今：岸脇区, 上弘部区		四條畷市
		今：西区		交野市

※マ：旧マキノ町の地域、今：旧今津町の地域